

宿毛市が実施する制限付一般競争入札（土木工事）の施行に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、宿毛市が発注する建設工事（土木工事）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の5の2の規定により入札に参加する者の資格を定め、行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の方法を施行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 制限付一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、建設工事（土木工事）のうち、設計金額が130万円以上の建設工事（土木工事）に該当するものとする。

（入札の公告）

第3条 市長は、制限付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、宿毛市契約規則（昭和45年宿毛市規則第19号）第6条第1項の規定により、公告するものとする。

（入札参加資格）

第4条 制限付一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「参加資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 宿毛市競争入札参加資格指名願いの名簿に登録されており、かつ高知県内に本店を有する者であること。
- (2) 工事案件に対し参加資格として指定された高知県ランクを有している者であること。
- (3) 宿毛市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 入札に参加する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係にある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注工事ごとに定める要件を満たしていること。

（入札の参加申請）

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、公告の定めるところにより、次に掲げる書類を提出し、その審査を受けなければならない。なお、提出方法は持参によるものとし、送付又はファクシミリ等によるものは受け付けないものとする。

(1) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）

(2) 配置予定技術者調書（第2号様式）※工事案件で必要とした場合

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限の設定にあたっては、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧を開始する日の翌日から起算して、7日～15日程度とするものとする。

（入札参加資格の審査）

第6条 申請書に基づき資格の審査をしたときは、その結果を制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査結果の通知にあたり、市長が入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、書面によりこれを行わせるものとする。この場合において、送付又はファクシミリ等によるものは受け付けないものとする。

4 非資格者から前項の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（閉庁日を除く）以内に、非資格者となった理由を書面により回答するものとする。

5 非資格者に入札参加資格があると認めたときは、改めて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

（入札参加資格の取消し）

第7条 前条第1項の規定による通知の後に、参加資格者が第4条各号に規定する要件に該当しないと認めたとき、又は申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札に参加する資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

（設計図書の閲覧等）

第8条 発注工事に係る設計図書等は、入札の公告の日から入札日の前日（閉庁日を除く。）までの間、宿毛市ホームページ及び指定する場所において閲覧に供することができるものとする。

2 入札に参加しようとする者は、設計図書等の内容について質問がある場合は、公告において指定する日までに、質問書（第4号様式）を提出しなければならない。

3 前項により質問があった場合、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

附 則

この告示は、令和元年11月5日から施行する。